

政治家の寄附の禁止

政治家は、選挙区内にある人に対して寄附をすることは、その時期や理由のいかんを問わず禁止されており罰則の対象となります。ただし、政党その他の政治団体や親族に対するもの及び自らが行う政治教育集会に関する必要やむを得ない実費の補償は除かれています。(食事に関するものは禁止)

なお、政治家が親族や秘書などの名義で自分が寄附をしたり、政治家以外の方が政治家名義の寄附をすることも罰則の対象となります。

政治家に対する寄附の要求の禁止

政治家に対し寄附をするように勧誘や要求をすることも禁止されており、政治家を威圧して、あるいは政治家の当選または被選挙権を失わせる目的で勧誘や要求をすると罰則の対象となります。また、政治家名義の寄附を求めることも禁止され、威圧して求めると罰則の対象となります。

政治家の関係団体の寄附の禁止

政治家が役員、構成員である団体・会社が、選挙区内にある人に対して、政治家の氏名を表示したり、氏名が類推されるような方法で寄附をすることは禁止されており、選挙に関して寄附をすると罰則の対象となります。(政党その他の政治団体にするものは除かれます。)

後援団体の寄附の禁止

後援団体(いわゆる後援会)が、選挙区内にある人に対して、花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものを出したり、後援団体の設立目的により行う行事や事業に関する寄附以外の寄附をすると、その時期や名義のいかんを問わず罰則の対象となります。

会社・団体がする寄附

会社、労働組合その他の各種の団体(政党・政治団体を除く)は、政党以外の者に対する「政治活動に関する寄附」は禁止されています。また、誰であっても「政治活動に関する寄附」をするよう会社、労働組合その他の各種の団体に対して勧誘や要求をすることは禁止されています。これらに違反して寄附をしたり要求したりすると罰則の対象となります。

明るい選挙実現のため

寄附禁止のルールを守りましょう



みんなで徹底しよう「三ない運動」



政治家が選挙区内の人に祝金や祝品などを出すことは禁止されています。

R100
古紙パルプ配合率100%再生紙を使用しています
白色度80%再生紙を使用しています

編集・発行 東京都選挙管理委員会
ホームページ <http://www.senkyo.metro.tokyo.jp>



東京都・区市町村選挙管理委員会
東京都・区市町村明るい選挙推進協議会

政治家の寄附は禁止！ 有権者が求めることも禁止！



 <p>お中元・お歳暮</p>	 <p>お祭りへの寄附・差入れ</p>	 <p>秘書や家族などが代理で出席する場合の結婚祝や香典</p>
 <p>落成式・開店祝の花輪や御祝など</p>	<p>贈らない！ 求めない！ 受け取らない！</p>	 <p>町内会の催物や旅行会などへの寸志・飲食物の差入れ</p>
 <p>葬式の花輪・供花</p>	 <p>病気見舞い</p>	 <p>入学祝・卒業祝</p>

政治家が選挙区内の人に、お金や物を贈ることは法律で禁止されています。
また、有権者が政治家に対し寄附を求めることも禁止されています。

寄附禁止のルールを守って、明るい選挙を実現しましょう。

【政治家とは】ここでいう政治家とは、現に公職にある人に加え、候補者や候補者になろうとしている人も含みます。

寄附の禁止 こんなときは??? Q&A

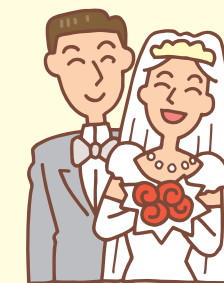
- Q 政治家が、家族や秘書の名義で寄附することはできますか？
A 他の人の名義であっても、政治家が寄附することはできません。



- Q 町内会の役員が、町内会の人たちに対し祭りの寄附を集めることとしました。住民の中には政治家もいるのですが、寄附を求めてもよいですか？
A 政治家に対しては、寄附を求めることはできません。



- Q 政治家本人が結婚披露宴や葬式の会場に出席し、結婚祝や香典を出すことはできますか？
A 政治家本人が出席し、その場で結婚祝や香典を出すことはできます。しかし、事前に届けたり、代理人を出席させて出すことはできません。



- Q 趣味の会の会則で、会費は1口(1,000円)以上となっている場合、入会することとなった政治家に2口(2,000円)を求めるとはできますか？
A 会員として資格を得られる最低限の会費(この事例では1口)までは寄附ではありませんが、これを超える分は寄附となり、求めることはできません。



- Q 政治家が町内の野球大会で、優勝者の持ち回りとするカップを貸与することはできますか？
A 物を貸すことも、利益を与えることとなるため寄附にあたりできません。



注:上記事例は、全て政治家の選挙区内における寄附に関するものです。